

令和6年

夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領



佐賀県交通対策協議会

(事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領

1 目的

秋から年末にかけて、日没時間が急激に早まる時間帯には、児童・生徒の下校、勤務先からの退社、買い物等により「車と人」の動きが重なり合うことや、視認性の低下などの要因により交通事故が増加する傾向があることから、車が早めにライト(前照灯)を点灯することで「車と人」がお互いを早期に覚知することにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和6年10月1日(火)から12月31日(火)までの3か月間

3 実施要領

午後5時から前照灯を点灯

4 主な広報重点

(1) 午後5時から前照灯を点灯

(2) 「原則ハイビーム」

※ただし、前車や対向車があるときは、ロービーム(下向き)にするなど、こまめに切り替える

(3) 反射材用品・照明具の活用

5 主催

佐賀県交通対策協議会

6 推進事項

(1) 早めのライト(前照灯)点灯運動の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、事業活動等に伴う広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「早めのライト(前照灯)点灯運動」の周知徹底と「反射材・照明具の活用」の広報啓発を行い、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を呼びかける。

(2) 「原則ハイビーム」の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、夜間における交通事故防止として、「原則ハイビーム」の広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「原則ハイビーム」の周知徹底を図り、夜間における交通事故防止を呼びかける。

(3) 率先点灯・率先活用の励行

県、市町、官公署、交通関係機関・団体の職員は、公用車・私有車を問わず率先して「早めのライト(前照灯)点灯運動」を励行し、広く県民に運動を啓発する。

また、職員は、反射材や照明具を率先して活用し、反射材活用の普及啓発に努める。

(4) 事業所における「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進

夕暮れ時に交通事故が多発している具体的事例を職員に周知させ、事業所全体「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進を図る。

(5) 学校における「自転車の早めのライト点灯」と「反射材用品の装着」の推進

クラブ活動や塾などで帰宅時間が遅くなる生徒に対して、「自転車の早めのライト点灯」、「着衣、バッグ、自転車への反射材用品の追加装着」を指導するとともに、可能な限り「オートライト化」の推進について、保護者等の理解を得るように努める。

7 報告

市町及び関係機関・団体は、運動期間中の実施計画を別記様式1により9月20日(金)まで、また、実施結果を別記様式2により令和7年1月10日(金)まで、佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室(佐賀県交通対策協議会事務局)あてにメールで報告すること。

別記様式1

夕暮れ時の早めのライト（前照灯）点灯運動実施計画

【市町（機関）名 _____】

【担当者 _____】

施策・行事名	月 日 日 時	施策・行事の内容等	主 催	対 象 (参加 人 員)

夕暮れ時の早めのライト（前照灯）点灯運動実施結果

【市町（機関）名 】

【担当者 】

1 運動期間中に実施した施策・行事

施策・行事名	月 日 日 時	施策・行事の内容等	主 催	対 象 (参加) 人 員

2 運動期間中に実施した広報活動

広報種別	部 数	実施日	主 要 内 容 等
広報誌（紙）			
ポ ス タ ー			
リーフレット			
看 板 等			
そ の 他			